

四日市市斎場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第28号

四日市市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市斎場条例施行規則（昭和45年四日市市規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正後							
別表第1 本市に住所を有さない者の火葬場等の使用料（第8条関係）							
種別	区分		単位	使用料			備考
				一時転出	三重郡	その他市外	
火葬場	遺体	12歳以上	1体につき	<u>5,000円</u>	(略)		
		12歳未満	1体につき	<u>3,000円</u>			
		死産児	1体につき	<u>2,000円</u>			
		人体の一部	1個につき	<u>1,000円</u>		<u>箱55cm×40cm×35cm以内・1梱包10kg以内</u>	
	胞衣・産汚物	(略)					
待合室	洋室		1回につき	<u>3,300円</u>	(略)		
	和室		1回につき	<u>3,300円</u>			
	洋室兼会議室		1回につき	<u>4,400円</u>			
霊安室			1体2	<u>1,100円</u>			

	4時間 につき	0円		
--	------------	----	--	--

備考

1 待合室の使用料は、1回2時間までの額とし、これを超える場合は、1時間につき所定の使用料の2分の1の額を加算する。この場合において、その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入するものとする。

2 この表において「一時転出」とは、死産児以外の遺体にあつては死亡者が、死産児にあつてはその死産児の父又は母、人体の一部においてはその本人が、死亡時又は使用許可時において、次の各号に掲げる事由により本市から一時的に転出し、市外に住所を有している場合をいう。

- (1) 社会福祉施設への入所のため
- (2) 病院、療養所への入院、入所のため
- (3) 就学のため
- (4) 勤務等のため

改正前

別表第1 本市に住所を有さない者の火葬場等の使用料（第8条関係）

種別	区分		単位	使用料		備考
				三重郡	その他市外	
火葬場	遺体	12歳以上	1体につき	(略)		
		12歳未満	1体につき			
		死産児	1体につき			
	人体の一部	1個につき	箱55cm×40cm×35cm以内・1梱包10kg以内			
	胞衣・産汚物		(略)			
待合室	洋室		1回につき	(略)		

	和室	1 回につ つき		
	洋室兼待合室	1 回につ つき		
霊安室		1 体 2 4 時間 につき		

備考

待合室の使用料は、1 回 2 時間までの額とし、これを超える場合は、1 時間につき所定の使用料の 2 分の 1 の額を加算する。この場合において、その額に 1 0 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正後

別表第 2 本市に住所を有さない者の葬祭場等（遺族控室を含む。）の使用料（第 8 条関係）

使用区分			式場 1	式場 2	式場 3	使用 時間
基本 使用 料	通夜 から 告別 式ま で	一時転 出	<u>77,000円</u>	<u>44,000円</u>	<u>22,000円</u>	午後 5時 から 翌日 午後 4時 まで
		三重郡 その他 市外				
	告別 式の み	一時転 出	<u>30,800円</u>	<u>17,600円</u>	<u>8,800円</u>	午前 10 時から 午後 4 時まで
		三重郡 その他 市外	(略)			
	通夜	一時転	<u>53,900円</u>	<u>30,800円</u>	<u>15,400円</u>	午後

のみ	出				5 時
	三重郡	(略)			から
	その他市外				翌日
					午前
					9 時
					まで
追加料金	一時転出	<u>7,700円</u>	<u>4,400円</u>	<u>2,200円</u>	各室
	三重郡	(略)			1 時
	その他市外				間
					につき
祭壇	一時転出		<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>	1 回
	三重郡	(略)			につき
	その他市外				き
生花台	一時転出	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>330円</u>	生花
	三重郡	(略)			1 基
	その他市外				につき
					き

備考

1 基本使用料の使用時間を超える使用については、基本使用料に追加料金を加算した額を使用料とする。

2 この表において「一時転出」とは、死産児以外の遺体にあつては死亡者が、死産児にあつてはその死産児の父又は母、死亡時又は使用許可時において、次の各号に掲げる事由により本市から一時的に転出し、市外に住所を有している場合をいう。

(1) 社会福祉施設への入所のため

(2) 病院、療養所への入院、入所のため

(3) 就学のため

(4) 勤務等のため

改正前

別表第2 本市に住所を有さない者の葬祭場等（遺族控室を含む。）の使用料（第8条関係）

使用区分		式場 1	式場 2	式場 3	使用時間
基本使用料	通夜から告別式まで	三重郡	(略)		午後5時から翌日午後4時まで
	その他市外				
	告別式のみ	三重郡	(略)		午前10時から午後4時まで
	通夜のみ	三重郡	(略)		午後5時から翌日午前9時まで
		その他市外			
追加料金	三重郡	(略)		各室1時間	
	その他				

	市外		つき
祭壇	三重郡	(略)	1 回 に つ き
	その他 市外		
生花台	三重郡		生 花 1 基 に つ き
	その他 市外		

備考

基本使用料の使用時間を超える使用については、基本使用料に追加料金を加算した額を使用料とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の四日市市斎場条例施行規則別表第 1 及び第 2 の規定は、この規則の施行の日以後に行う斎場の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行った斎場の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(環境部生活環境課)